

# ディスカッション・ペーパー 「のれんはなお償却しなくてよいか— のれんの会計処理及び開示」

ASBJ 常勤委員 せきぐち ともかず 関口 智和

ASBJ 専門研究員 おおた みさ 太田 実佐

## I はじめに

2014年7月22日、企業会計基準委員会(ASBJ)、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)及びイタリアの会計基準設定主体(OIC)は、ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」を共同で公表した。

IFRSでは、企業結合から生じるのれんは償却されず、毎年の減損テストの対象とされており、この減損のみモデルの長所と短所について長年にわたり議論が行われている。関係者からの関心の高まりとIFRS第3号の適用後レビューの動向を踏まえ、ASBJ、EFRAG及びOICの委員及びスタッフは、リサーチ・グループを結成して、取得したのれんの会計処理及び開示に関して調査を実施し、その結果を、ディスカッション・ペーパー(DP)としてとりまとめた。

本DPの目的は、国際会計基準審議会(IASB)が基準設定に関する取組みを正式に検討する前に、取得したのれんに関する会計処理及び開示に関しての議論を促し進展させること

である。このため、ASBJ、EFRAG及びOICは、本DPに対するフィードバックを2014年9月に開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議等において紹介するため、2014年9月20日を期限として、本DPの各質問に関するコメントを募集している。

## II ディスカッション・ペーパー(DP)の概要

リサーチ・グループは、最初のステップとして、IFRS第3号「企業結合」及びIAS第36号「資産の減損」に示されている取得したのれんの会計処理及び開示に関する論点について、アンケート調査を実施した。

アンケート調査の結果、多くの関係者が、特に次の点で、減損のみアプローチによる情報の有用性について疑問を有していることが明らかとなった。

- (1) 減損損失の情報内容は(確認価値と予測価値の両方ではなく)確認価値のみを有する。
- (2) 減損のみアプローチは自己創設のれんが認識される結果となるため概念的な欠点がある。

(3) 減損テストでは企業の負の業績が適時に反映されない。

また、一部の作成者及び監査人は、次の適用上の問題点を指摘した。

(1) 現在の要求事項は、コストがかかり、仮定を用いることが求められているために多くの判断を伴うものであり、その情報は利用者にとって目的適合性がない。

(2) IAS 第 36 号に従うためのコストは多大であり、IFRS の適用に関する企業の経験によると、のれんの回収可能価額の見積りの方が、のれんの消費のパターンの見積り（耐用年数の見積りを含む）よりも、困難で負担が大きい。

(3) 経営者の減損テストに異議を唱えることが困難である。

リサーチ・グループは、アンケート調査への回答で識別された現在の減損のみアプローチの欠点を改善するため、以下の3つの異なるアプローチを分析した（これらは相互に排他的なものではないと考えられる）。

(1) のれんの会計処理の変更（償却の再導入を含む）

(2) 減損テストの要求事項の改善

(3) IAS 第 36 号における開示要求の改善

分析の結果、リサーチ・グループは、のれんの償却を再導入することが適切であろうという結論に至っている。なぜならば、のれんの償却は、企業結合で取得した経済的資源の一定期間にわたる消費を合理的に反映するものであり、適切なレベルの検証可能性と信頼性を達成する方法により適用できるからである。さらに、リサーチ・グループは、減損テスト及び開示要求の領域においてより一層の改善を検討すべきであると結論を下した。

上記の他、IASB が償却及び減損アプローチを再導入することを決定する場合、無形資産をのれんと区別する現在の要求事項を修正すべき

かどうか、耐用年数を確定できない他の無形資産にも償却を拡張すべきかどうかに関する簡単な分析を行った。無形資産の会計処理の要求事項を変更すべきかどうか（及びその場合の方法）について、リサーチ・グループは見解を形成していないが、少なくとも、この点について再検討をすべきだと考えている。

以下においては、のれんの会計処理の変更を中心に、リサーチ・グループの分析内容を説明する。

### III のれんの会計処理の変更

#### 1. 減損のみのアプローチに対する代替的アプローチ

リサーチ・グループは、主に、財務情報の目的適合性が高まるかに焦点を当て、減損のみのアプローチに対して以下の代替的アプローチを検討した。

(1) 「識別可能要素」アプローチ（のれんを別々の構成要素に区分し、それらに別々の処理を適用する）

(2) 「直接償却」アプローチ（取得日にのれんを直ちに純損益に計上）

(3) 「直接償却」アプローチ（取得日にのれんを直ちに資本に計上）

(4) 「償却及び減損」アプローチ

検討の結果、償却及び減損アプローチ以外のアプローチには次のような問題があることが判明した。

(1) 識別可能要素アプローチは、概念的な利点はあるが、適用するのは実務上不可能である。

(2) 直接償却アプローチ（のれんを純損益に直ちに計上）は、取得したのれんが資産でないことを含意する。しかし、リサーチ・グループは、現行の概念フレームワーク及び概念フ

レームワーク DP での提案の両方において認識規準を満たすであろうと結論を下している。

- (3) 直接償却アプローチ（のれんを資本に直ちに計上）についても、取得したのれんの資産性の関係で(2)と同様の結論に至ったほか、収益及び費用の定義との関連で追加的な概念上の問題点が識別された。

## 2. 「償却及び減損」アプローチの検討

リサーチ・グループは、償却及び減損アプローチの主要な課題の1つに、どのようにのれんを償却すべき適切な期間を決定するのかがあると考えている<sup>1</sup>。このため、リサーチ・グループは、次の観点から、学術文献の限定的なレビューを実施した。

- (1) 超過収益力が時の経過とともに低下する（又は減少しない）ことを示す証拠はあるか。  
 (2) 超過収益力が時の経過とともに減少する場合に、減少する特定の期間を識別している学術文献はあるか。

学術文献の限定的なレビューの結果、発見事項は統一的なものではなかったが、リサーチ・グループは、複数の研究で超過収益力は3年から10年までのさまざまな期間で時の経過とともに減少することが示されていることに留意した。

また、リサーチ・グループは、超過収益力が減少する合理的な期間を見積ることができるのかどうかに関する見解を求めため、利害関係者に対してアウトリーチを行い、議論の中で、リサーチ・グループは以下のコメントを聴取した。

- (1) 期間を完全な正確性をもって見積ることは困難であるが、その期間を合理的に見積るこ

とは可能であろう。

- (2) 事業の特性がその後著しく変化していることを考慮すると、APB 意見書第 17 号「無形資産」で規定している 40 年という期間は長すぎるであろう。また、事業環境の急速な変化を考慮すると、推定を正当化できる状況はあるが、20 年は場合によっては長すぎる可能性がある。  
 (3) 各企業結合の特有性を考えると、取得したのれんを償却すべき特定の年数を規定することは恣意的となるであろう。

学術文献のレビュー及び利害関係者との議論の結果に基づき、リサーチ・グループは、以下の要求事項により、取得したのれんの償却期間を企業が合理的な方法で見積ることが可能になると考えている。

- (1) のれんは、企業結合から認識されるのれんの効果が発現すると見込まれる期間にわたり償却すべきであるという包括的な原則を設ける。  
 (2) 企業は、評価の基礎を、利用可能な関連性のある情報（現在の状況及び合理的で裏付け可能な予測に関する情報を含む）に置くが、企業結合から認識されるのれんの効果が生じると見込まれる期間に影響を与える状況である、客観的な証拠をより重視することを要求する。  
 (3) 償却期間を決定する際の考慮すべき諸要因をガイダンスとして示す。  
 (4) 企業結合以後の技術、経済的な革新、又は製品又はサービスに対する市場の需要に著しい変化があったかどうかを考慮し、必要と判断された場合には、企業が償却期間を再検討することを要求する。

リサーチ・グループは、償却期間は一定の最

<sup>1</sup> のれんの将来の経済的便益を企業が消費すると見込まれるパターンを信頼性をもって決定できない場合には、耐用年数を確定できる無形資産からの類推により定額法を使用することができると考えられる（IAS 第 38 号第 97 項）。

長年数（例えば、10年又は20年）を超えるべきではないという反証可能な推定を設けることを支持する。超過収益力の消費に関する学術文献の結果を考えると、10年又は20年を設定するのは長すぎるように見えるとの主張も考えられる。しかし、リサーチ・グループは、学術文献では超過収益力の消費の平均期間に焦点を当てているが、この推定は最長期間を捉えるべきと考えている。

また、償却の再導入に反対する人がいるかもしれないが、これらの主張について、リサーチ・グループは、次のように考えている。

- (1) 利害関係者は、超過収益力が消滅していく期間を完全な正確性をもって見積ることは困難であるが、その期間を合理的に見積ることは可能であろうと述べている。
- (2) のれんの償却の情報内容に関して、アナリストから収集したインプットは、償却は情報の内容を有しないかもしれないが、減損損失の認識にも予測価値はないであろうことを示している。
- (3) 償却費及び超過収益力を維持するためのコストが二重計上されると考える者がいるかもしれないが、これは、企業結合において区別して認識される無形資産（例えば、顧客関係に関するもの）も含めて、他の資産にも当てはまる。

### 3. 結論

上記の分析の結果、リサーチ・グループは、のれんの償却を再導入することが適切であろうと考えている。のれんの償却は、企業結合で取得した経済的資源の一定期間にわたる消費を合理的に反映するものであり、適切なレベルの検証可能性と信頼性を達成する方法により適用できる。リサーチ・グループは、取得による便益の実際の消費パターンは予測が困難であり、一定期間にわたり一定とはならない場合があるこ

とを承知している。しかし、リサーチ・グループは、定額法により規則的な償却を行うことにより、全体として忠実な表現とコストの間での適切なバランスが達成されると考えている。

## IV 減損テストの要求事項の改善

### 1. 取得したのれんのみを考慮する減損テスト・モデルの開発

減損のみのアプローチは、IAS第38号第48項における要求事項に反して、企業が自己創設のれんを認識することを認めるものであるとの主張がある。これを回避するためには、IAS第36号を修正して、回収可能価額の再検討を、取得した企業の事後の変動を考慮せずに、取得日現在で存在している状況に基づいて行うよう要求することが考えられる。しかし、リサーチ・グループは、こうした解決策は実務的に可能ではないと考えている。

リサーチ・グループの考えでは、償却を導入せずに減損テスト・モデルを改善しても、いかなる場合にも自己創設のれんの認識に関する論点を解決できない。

### 2. 減損テストの要求事項の改善

アンケート調査や学術研究から、現行のIAS第36号ではいくつかの場合において具体的なガイダンスがほとんど又は全くなく、IAS第36号の要求事項が実務でどのように適用されているのかに関して不明確さがあることを確認している。

リサーチ・グループは、減損テストの改善について分析を行った結果、IAS第36号に関して、使用価値の計算、公正価値との関係及び割引率の決定について、要求事項を改善することが可能な領域であると考えている。

V

IAS 第 36 号における開示の改善

のれんの減損が適時でないという全般的な批判の他に、利用者が、IAS 第 36 号の開示要求に従い提供される情報を基にして、減損がいつ発生するのかを予想することや、なぜそれが発生したのかを理解することができないという批判がある。

リサーチ・グループは、追加的な有用な情報を提供することによって基本財務諸表を補足するため、減損に関する開示において、IAS 第 36 号における現行の開示要求事項以外に、次のような情報を提供できると考えている。

- (1) 利用者がモデルの堅牢さ及び企業の仮定を理解するのに役立つ情報
  - ▶ 使用価値のタイミング・プロファイル
  - ▶ 割引率へのインプット
- (2) 企業による過去の仮定の「合理性」の確認を提供する情報
  - ▶ 差異の分析

- (3) 利用者が将来の減損を予測するのに役立つ情報

- ▶ 取得した事業の業績に関する情報
- ▶ 減損の予想時期
- ▶ 将来の減損を示す取得の特徴

ただし、これらは必ずしも、IAS 第 36 号の開示要求に追加する必要があるということを含意するものではなく、むしろ、減損テストに関して利用者の情報ニーズがどのようなものなのかを再検討し、それらの中での適切なバランスをとるべきであると考えている。

VI おわりに

リサーチ・グループは、本 DP が、取得したのれんの会計処理及び開示についてのグローバルな議論を促しこれを進展させることを期待している。リサーチ・グループは、本 DP に関して受け取るフィードバックを IASB 及び他の関連性のある団体と共有するとともに、この領域における一層の改善を検討する予定である。